

右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

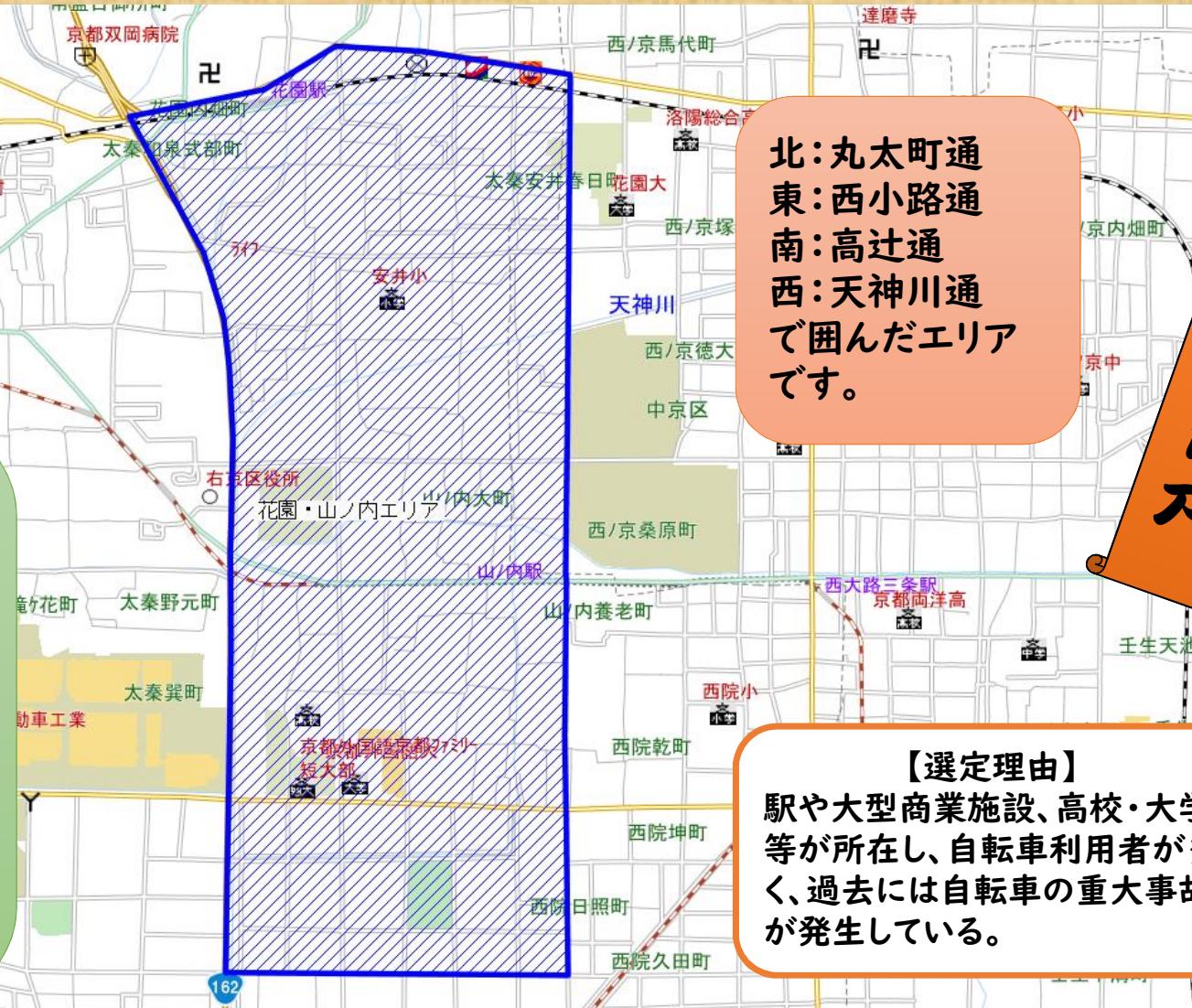
当該エリアにおいて、自転車事故
(人身事故)が
55件(R3~R5)
発生しています。

手配書



信号無視に該当します。

このエリアに出没する妖怪
赤無視車
(特徴: 赤信号を絶対に守らない。
「車が来ていなければ止まる必要
ない」と言う。)



北:丸太町通
東:西小路通
南:高辻通
西:天神川通
で囲んだエリア
です。



【選定理由】
駅や大型商業施設、高校・大学等が所在し、自転車利用者が多く、過去には自転車の重大事故が発生している。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！



当該エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

- ① 一時停止：一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止し、左右の安全を確認して進行しましょう。
- ② 信号無視：信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ③ 左側通行：自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。

M. Kaga jima



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。**交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

右京警察署管内：自転車指導啓発重点路線

当該エリアにおいて、自転車事故（人身事故）が
14件（R3～R5）
発生しています。

北：三条通
東：西土居通
南：高辻通
西：佐井西通
で囲んだエリア
です。

西院エリカ

手配書

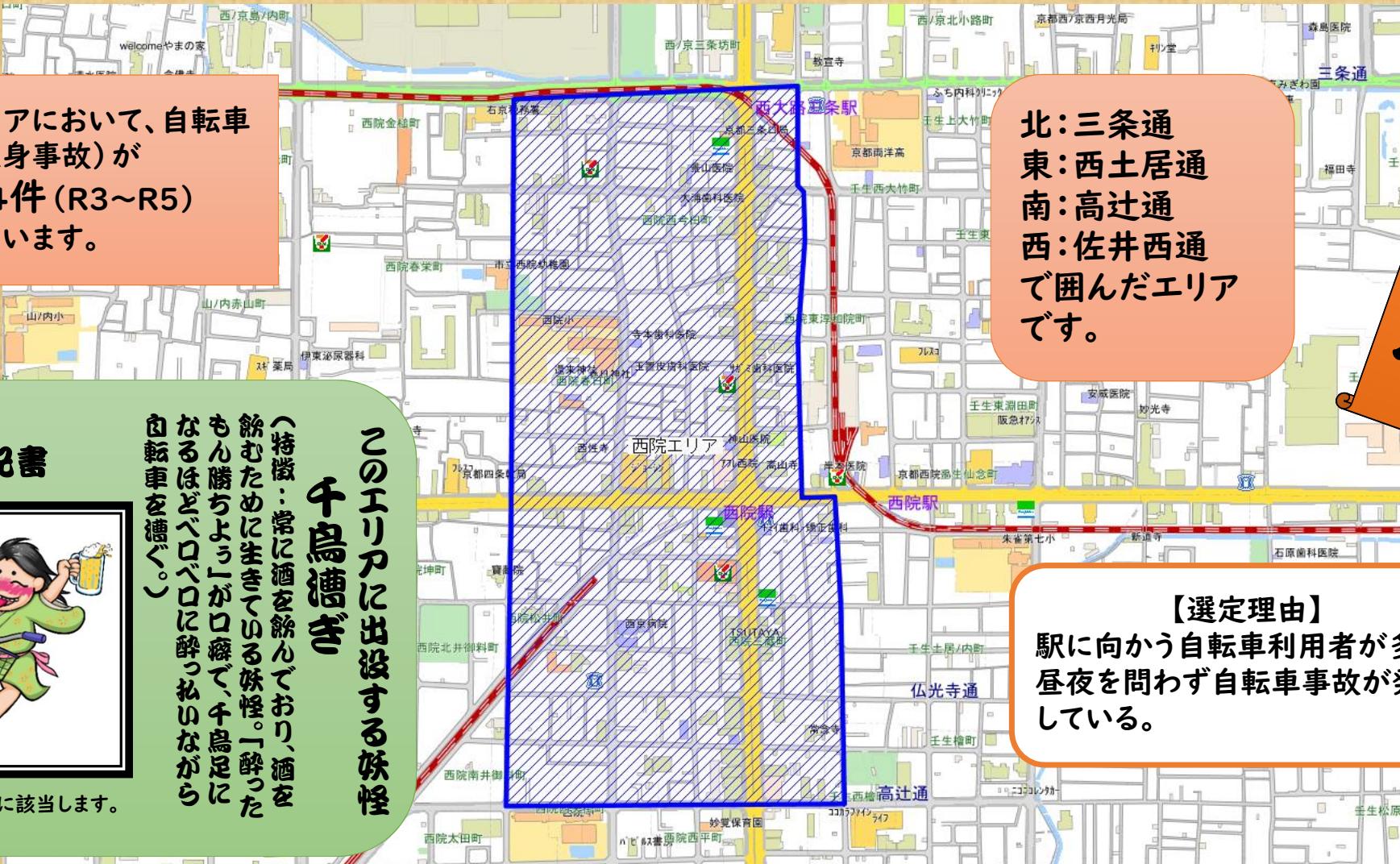


酒酔い運転に該当します。

（持徵：常に酒を飲んでおり、酒を
飲むために生きていいる妖怪。「酔つた
もん勝ちよう」が口癖で、千鳥足にな
るほどべロべロに酔っ払いながら
自転車を漕ぐ。）

このエリカに出没する妖怪
千鳥漬ぎ

【選定理由】
駅に向かう自転車利用者が多く、
昼夜を問わず自転車事故が発生
している。



自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！



このエリアは右京区で一番、飲食店が多い地域です。

当該エリアを
走行される方へ

- ① 自転車は車両です。お酒を飲んだ後に自転車を運転することは、法律で禁止されています。
- ② お酒を飲むと、車両の運転に必要な「注意力・判断能力・操作能力」が低下し、重大な交通事故に繋がるおそれがあります！



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。**交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

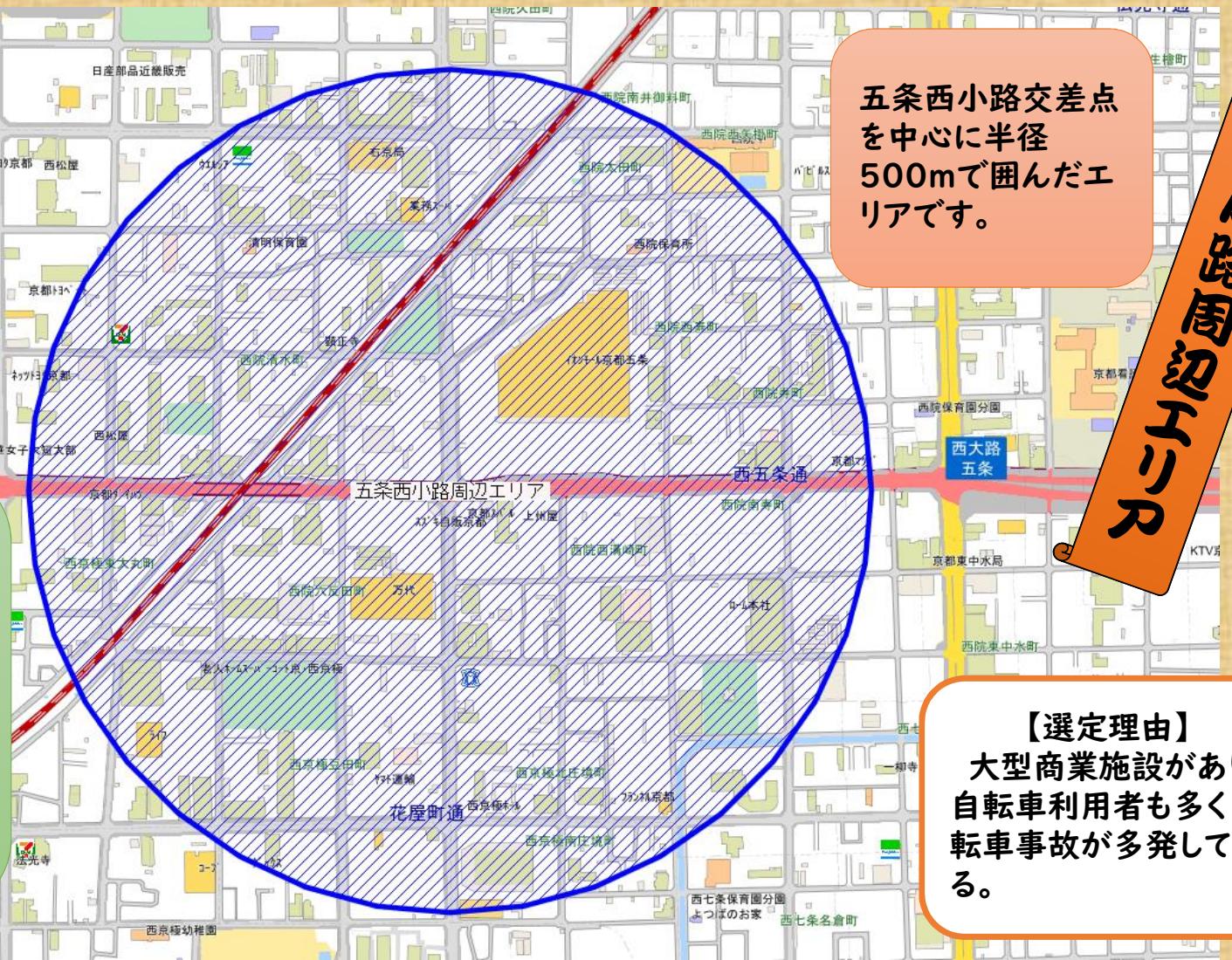
当該エリアにおいて、自転車事故
(人身事故)が
18件(R3~R5)
発生しています。

手配書



遮断踏切立入り
に該当します。

このエリアに出没する妖怪
急鬼(いそぎ)
(特徵:一時停止の標識も、
しゃ断機が下り始めた踏切も、
「急いでるんや」と叫びながら、
止まらず突っ切る。)



自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！



当該エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

- ① 一時停止：一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止し、左右の安全を確認して進行しましょう。
- ② 信号無視：信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ③ 左側通行：自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。**交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

当該エリアにおいて、自転車事故
(人身事故)が
15件(R3~R5)
発生しています。

梅津段町交差点を
中心に半径500m
で囲んだエリアです。

手配書



信号無視に該当します。

このエリアに出没する妖怪
赤信号車
(特徴: 赤信号を絶対に守らない。
「車が来ていらないのに止まる必要ない」と言う。)



【選定理由】
通勤・通学の自転車利
用者が多く、自転車事故
が多発している。



このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

- ① 一時停止：一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止し、左右の安全を確認して進行しましょう。
- ② 信号無視：信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ③ 左側通行：自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。

当該エリアを
走行される方へ



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。**交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。